

2026年4月15日 全8頁

地域別にみた中小企業の資金調達環境

信用保証協会保証付き貸付の相対的市場シェアに着目した競争圧力の検討

政策調査部 主任研究員 鈴木 文彦

[要約]

- 都道府県別に貸出金残高シェアをみると、多くの地域で地元最大手の地方銀行がトップシェアを占めている。これは、営業エリアの広さに加え、大企業・中堅企業向けの大口貸出が含まれることも反映している。一方、信用保証協会の保証付き貸付の取扱い件数に着目すると、大都市部を中心に、信用金庫・信用組が地方銀行を上回るシェアを有する地域が多く、中小企業・小規模事業者向け金融の分野では、地方銀行と信金・信組が競合関係にあることが確認できる。
- 中小企業・小規模事業者の資金調達においては、信用保証協会の保証付き貸付が重要な役割を果たしている。自治体の制度融資が信用保証協会の保証付きで運用されることが一般的であることもあり、その利用は中小企業・小規模事業者に広く浸透している。とりわけ小規模事業者においては、事業性資金の主要な調達手段として、信用保証協会の存在感が大きい。
- 地銀再編が進展する中で注目されるのは、中小企業・小規模事業者の資金調達環境において、再編後も競争性が維持されているかという点である。本稿では、信用保証協会の保証付き貸付に着目し、案件規模の影響を捨象する観点から件数ベースの相対的市場シェアを用いて、トップ行に対する競争圧力の有無とその程度を検討した。

はじめに～中小企業のメインバンクとは何か

本稿の着想のきっかけは信用調査機関が実施する「メインバンク調査」である。各社データベースを元に、企業が「メインバンク」と認識する金融機関を調査したもので、2025年の調査結果を都道府県別にみると、帝国データバンクおよび東京商工リサーチのいずれにおいても、47都道府県のうち42道府県で地元最大手の地方銀行が第1位となっている¹。残る5つの都府県は埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県である。このうち埼玉県は埼玉りそな銀行が第1位となっているが、金融庁の分類上、同行は地方銀行と同じく「地域銀行」に区分されてい

¹ 帝国データバンク「全国『メインバンク』動向調査(2025年)」(2025年12月19日)、東京商工リサーチ「TSR データインサイト 2025年 全国 160万 5,166社の“メインバンク”調査」(2025年8月15日)

る。他の 4 都府県も大手銀行だが、東京都を除けば、旧東海銀行、旧三和銀行、旧神戸銀行など創業以来の地盤を当該地域に有する金融機関である点で共通している²。

また、地元最大手の地方銀行が第 1 位となる場合、その測定指標が、当該道府県に所在する企業のうち、どれだけ企業がその地方銀行を「メインバンク」と認識しているかという割合、いわば「得票率」によっていることにも目が留まる。市場を都道府県で区切った場合、主として県域を営業エリアとする地方銀行と、県域をさらに分割した経済圏域を営業エリアとする信用金庫・信用組合（以下「信金・信組」）では前提条件が異なり、単純比較が難しいと考えられる。分母となる市場を広く設定すれば、地方銀行の得票率が相対的に高くなる。他方、信金・信組の営業エリアを基準に測定した場合や、中小企業や小規模事業者など、対象とする企業規模を絞り込んだ場合には、異なる結果が導かれる可能性も否定できない³。

とりわけ、地方銀行の再編が進展してきた地域においては、事業資金の調達環境そのものが変化している可能性がある。今後もさらなる再編が進み、「一県一行」体制の進展が予想される中で、中小企業、なかでも小規模事業者がどのような影響を受けるのかは十分に検討されるべき論点である。

1. 貸出シェアでみるトップ行の影響力

図表 1 は、貸出金残高における金融機関の相対的市場シェアを都道府県別に整理したものである。相対的市場シェアとは、全体ではなく最大に対する構成比をいう。グラフは、各都道府県内で最大の貸出金残高を有する金融機関を 1.0 とした場合の、他行・他業態の貸出金残高の比率を示している。

このグラフは、各都道府県における「トップ行」の影響力を念頭に、他行・他業態の相対的なプレゼンスや競争環境下での力関係を可視化することを目的としている。シェアの算出にあたって、地方銀行については本店が属する都道府県内の貸出金残高を用いた⁴。凡例の「地元地銀（個別行）」は個々の銀行を区別している。一方、信金・信組については、同一都道府県に本店を置く同業態の都道府県内残高を合算したものを比較対照とした。凡例は「地元信金・信組（業態）」である。

² 「大手銀行」は 3 大メガバンク（三菱 UFJ、三井住友、みずほ）にりそな、埼玉りそなを加えた 5 行だが、後述の通り、相対的市場シェアの分析においては埼玉りそな銀行を「地方銀行」に含めている。

³ 中小企業基本法で「中小企業者」と「小規模企業者」を区別する場合、中小企業者は資本金 3 億円以下の会社または常用従業員 300 人以下の会社および個人。ただし卸売業の資本金基準は 1 億円、小売業およびサービス業は 5 千万円。従業員基準は卸売業およびサービス業が 100 人、小売業は 50 人。小規模企業者は従業員 20 人以下、ただし商業・サービス業は 5 人以下。中小企業基本法以外にも「中小企業」を定義する法律があり、いわゆる「中小企業」は根拠となる法律や統計によって若干異なる。本稿で使用する「中小企業」や「小規模事業者」は中小企業基本法の原則に従いつつ、その定義に厳密に即したのではない点に留意されたい。

⁴ 特にことわりのない限り本稿で「地方銀行」は第二地方銀行を含む。第二地方銀行とは、第二地方銀行協会に加盟する普通銀行である。無尽会社をルーツとする相互銀行から 1990 年前後に転換した。なお山陰合同銀行は島根県に本店を置くが実態に即して鳥取県の「地元地銀」に含めている。また、「地域銀行」（金融庁）としての実態から、埼玉りそな銀行は埼玉県「地元地銀」に含めた。

また、地方銀行再編の進展により一県一行体制が形成されつつある地域では、資金調達環境の変化が最も強く表れるのは中小企業や小規模事業者であると考えられる。この場合、トップ行のシェアそのものよりも、トップ行と2番手以下の金融機関との間にどの程度の差が生じているか、ひるがえって競争圧力の強弱が重要な意味を持つ。

では、その競争圧力を把握する上で、どの指標に着眼するのが最も実態に即しているだろうか。本稿では、信用保証協会の保証付き貸付に着眼した。

信用保証協会の保証付き貸付は2023年度末で約294万件、36兆4597億円である。一方、中小企業向け総貸出残高は350兆1000億円であり、保証付き貸付はその10分の1程となる。ただし、この比率だけをもって信用保証協会の存在感を評価することは適切ではない。わが国の中小企業・小規模事業者は約336.5万者であるのに対し、信用保証協会の利用者数は2023年度において約149.8万者にのぼる。中小企業・小規模事業者全体の約44.5%が信用保証協会を利用している計算となり、浸透度は低くない⁶。

また、信用保証協会の利用は、必ずしも信用力の低さを意味しない。特に、自治体の制度融資を利用する場合には、信用保証協会の保証を付して申し込むケースが一般的であり、政策金融的な制度設計の中で選択されている側面が大きい⁷。

信用保証協会の利用者の属性をみるとその特徴はより鮮明になる。まず、信用保証協会の利用者の約76%は従業員5名以下である⁸。アンケート調査によれば、この層に属する利用者の約4割は借入総残高のほとんど全部が保証付き借入である⁹。従業員6~20人の層は利用者の約17%で、この層に属する利用者の3分の1は借入総残高の半分以上が保証付きだった。中小企業の中でも信用保証協会の利用者は小規模事業者に分類される層に多く、その層における影響力も大きい。

中小企業・小規模事業者全体を俯瞰すると、個人企業を含め従業員5名以下の事業者は企業数ベースで約82%、就業者数ベースで約26%である。信用保証協会の保証付き貸付が、地域経済や金融競争環境に与える社会的影響は決して小さくない。むしろ、金融庁が提唱した「日本型金融排除」のリスクが高い、「信用力は高くないが地域になくてはならない先」として重要性が高い¹⁰。

⁶ 全国信用保証協会連合会「信用保証制度のご案内」(2025年3月発行)。中小企業向け総貸出残高は中小企業庁編『2025年版中小企業白書』による。日本銀行「貸出先別貸出金」などから中小企業庁が作成したもの。

⁷ 中小企業向け貸出における自治体の制度融資の重要性を評価するため、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』における健全化判断比率を算定するための様式』に記載されている基礎数値のうち、「制度融資等に係る損失補償付債務残高」のうち信用保証協会に対するものを合算したところ、47都道府県、1741市区町村の2025年3月31日現在の総額は約10兆円、残存年数の単純平均は4.5年だった。もともと、制度融資はあるものの本表に未記載の自治体も多く、推計は参考にとどまる。

⁸ 2023年度末。全国信用保証協会連合会「信用保証協会におけるモニタリングの考え方・取組と課題」円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会(第1回)資料5(2024.12.5)、p.1

⁹ 日本政策金融公庫「第227回信用保証利用企業動向調査」(2025年10~12月期)による。調査は2025年12月中旬に実施され、北海道、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡の各信用保証協会の保証先企業を対象に、郵送またはWeb回答によるアンケート調査として行われた。有効回答数は4,191。

¹⁰ 金融庁「平成28年度金融行政方針」(2026年10月)、p.20

2024 年度（図表 2 上段）をみると、地元地銀が最大シェアとなる県は 16 にとどまり、地元信金・信組が最大シェアとなる都道府県は 31 にのぼることが確認できる。信用保証協会の保証付きに限らない貸出金残高シェアにおいても、大都市圏では地元信金・信組が地元地銀を上回る例がみられるが、信用保証協会の保証付き貸付に限定すると、地元信金・信組が最大シェアとなるケースが大きく増え、地域によっては 2 番手以下との差が相対的に拡大していることがうかがえる。

地元地銀が最大シェアの地位を維持している県においても、前述のメインバンク調査や貸出金残高シェアと比較すれば、地元信金・信組の相対的市場シェアは高水準で、トップ行との差はそれほど大きくない。実際、地元地銀が最大シェアとなっている 16 県のうち、地元信金・信組の相対的市場シェアが 0.5 以上の県は 12 にのぼる。資金供給主体が複数存在する状況にあり、競争環境が保たれているといえる。具体的には、トップ行に対する融資申込みが否決された場合でも、別の金融機関に再度申し込む余地が残されているようなことだ。金融排除リスクが相対的に高い小規模事業者において、トップ行の担当者との間で何らかのトラブルが生じたとしても、力関係が一方的に固定化されにくい構造にあると考えられる。

2018 年度との比較

信用保証協会別・金融機関別保証実績は 2018 年度分から公表されている。そこで、2018 年度分についても同様のグラフを作成し、図表 2 の下段に示した。2024 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大期に急増したセーフティーネット保証の影響がなお残っている。こうした背景のもと、大都市を中心に信金・信組のシェアが上昇したことが読み取れる。

また、2019 年度以降 2024 年度までの間に、地方銀行の合併が 6 件発生しており、大阪府、新潟県、長崎県、三重県、青森県、愛知県では地方銀行の数が減少している。個々の府県をみると、変化が最も大きいのは、2020 年 10 月に十八銀行と親和銀行が合併した長崎県である。2018 年度時点では地元地銀同士が激しく競合していたが、2024 年度末では最大シェアの地元地銀に対し、これに続く地元地銀および地元信金・信組の相対的市場シェアはいずれも 0.2 を下回っている。

次いで、2025 年 1 月に青森銀行とみちのく銀行が合併した青森県では、合併から日が浅く、合併前行の保証実績を単純に合算した形に近いとみられるが、それでも地元信金・信組の相対的市場シェアは 0.57 と、一定の存在感を維持している。

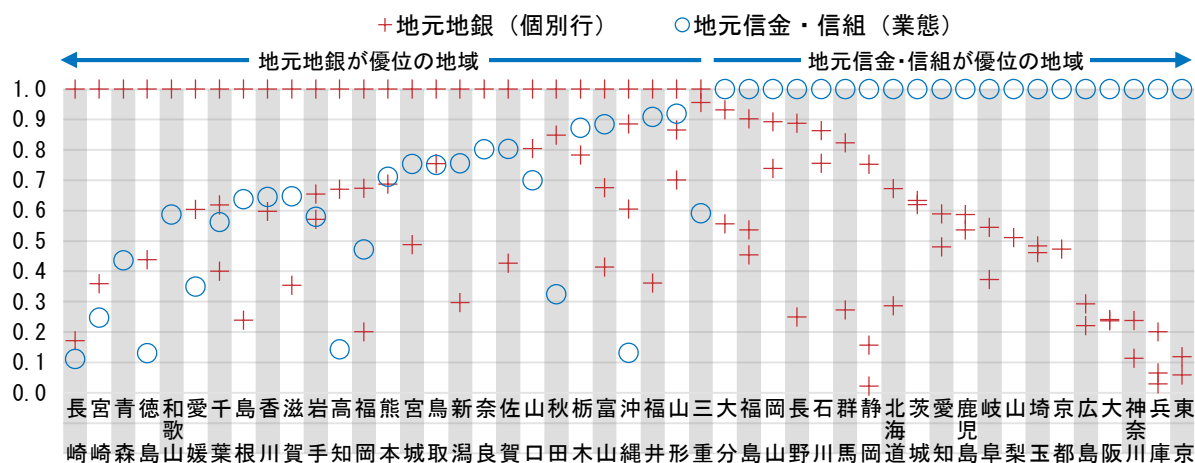
一方、2021 年 1 月に第四銀行と北越銀行が合併した新潟県では、地元地銀の相対的市場シェアが上昇しているものの、依然として地元信金・信組が最大シェアである点に変化はない。2021 年 5 月に三重銀行と第三銀行が合併した三重県では、トップ行と 2 番手との差が縮小したことが確認できる。

参考：金額ベースのシェア

参考までに、件数ベースではなく、保証債務残高（平均）に基づく金額ベースの相対的市場シェアも作成した（図表 3）。算出方法は図表 2 と同じだが、こちらは金額において最大規模の金融機関を 1.0 とした場合の他行・他業態の相対値である。

件数ベースの図表 2 と比較すると、地元地銀が最大シェアとなる県において、2 番手金融機関の相対的市場シェアの平均は若干低下する傾向がみられる。すなわち、信用保証協会の保証付き貸付においては、件数ベースでみた場合に比べ、トップ行への集中度がやや高まる結果となっている。それでも、件数ベースで確認された主要な特徴、すなわち、信用保証協会の保証付き貸付の分野では地元信金・信組が高いプレゼンスを示す地域が多いことや、地域によっては 2 番手に対して小さくない差が生じていることを左右するものではない。

図表 3 信用保証協会保証債務残高（平均）の相対的市場シェア（2024 年度・金額ベース）



(出所) 全国信用保証協会連合会「信用保証協会別の金融機関別保証実績」から大和総研作成

3. 小括：中小企業・小規模事業者の資金調達環境の把握について

本稿で用いた手法のポイントを整理すると次の 4 点に集約される。第一に、単なる市場シェアではなく、同一地域内の最大手を基準とした相対的市場シェアに着目した点である。第二に、金額ではなく件数ベースとすることで、案件規模の影響を捨象した点である。第三に、貸出金全体ではなく、信用保証協会の保証付き貸付を分析対象とした点である。第四に、営業エリアや制度上の前提が異なる信金・信組については、個別行ではなく業態として把握した点である。その意図するところは、中小企業向け事業性資金の市場における競争圧力の有無を把握することである。

この問題意識の背景には、新潟県および長崎県における地銀再編事案の審査に際して、公正取引委員会が示した考え方がある。両事案において公正取引委員会は、事業性資金の市場を大

企業・中堅企業向けと中小企業向けに区別し、後者については県域ではなく、さらに細分化した地区経済圏ごとに競争環境を評価している¹¹。

新潟県の事案で行われたアンケートでは、約 8 割の中小企業が同一経済圏内で借入先を探索しており、経済圏を越えて借入を行う企業は約 1 割、県外に借入先を求める企業はほとんど存在しないことが確認された。資金供給側である銀行においても、申請額が比較的小さい中小企業向け融資については、営業活動や与信管理に要する費用対効果の観点から、営業エリアを近隣の経済圏に限定する傾向が強いことが明らかになった。この結果、中小企業向け貸出市場においては、地理的近接性が借入先の選択については競争環境を規定していることが示唆された。

長崎県の事案では、同一経済圏内において再編当事行以外の競争事業者がどの程度の競争圧力を及ぼし得るかが主要な論点となった。2度にわたるアンケート調査からは、3番手以下の金融機関を再編当事行の代替的な借入先と認識する中小企業が、多く見積もっても全体の 2割強にとどまることが明らかとなっている。また、供給側においても、営業人員や審査体制の制約から、直ちに競争圧力を高める体制が十分に整っていないことが指摘された。このため、その後の営業体制の強化によって競争環境の回復が図られることを念頭に、債権譲渡を通じたシェア調整が行われた。

本稿の分析結果は、トップ行と 2番手以下の銀行、あるいは地元信金・信組との間に一定の相対的市場シェアが保たれている地域では、再編後においても競争圧力が一定程度残存している可能性を示唆している。他方で、こうした相対的市場シェアが低位にとどまる地域では、競争圧力が弱まっている可能性があり、中小企業、とりわけ小規模事業者の資金調達環境について特段の注意を要する。金融機関の三大機能のうち、とりわけ資金決済機能に責任を持つトップ行を、金融仲介機能の面で補完する主体が十分に存在しているかどうかは、中小企業、特に小規模事業者の資金調達環境に直結するのみならず、地銀再編の評価の上でも引き続き重要な論点となろう。

以 上

¹¹ 公正取引委員会「株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転に関する審査結果について」(2017年12月15日)、同「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について」(2018年8月24日)
